平成２８年（フ）第１５６号
青森県弘前市大字門外４丁目11番地42
債務者　成田　　聡
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７３号
新潟県燕市大曲2776番地２
債務者　近藤　輝子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第７４号
新潟県燕市大曲2776番地２
債務者　近藤　貴之
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第７５号
新潟県三条市西四日町２丁目１番９号
債務者　菅原　幸雄
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第７６号
新潟県三条市西四日町２丁目１番９号
債務者　菅原　糸子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第１９４２号
名古屋市中村区中島町２丁目16番地の２　メゾン丹陽302号
債務者　吉田　咲乃
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０６号
神奈川県厚木市上依知688番地３
債務者　黒崎　優子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７１７号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目６番32号　レモン南鴨宮103、前住所神奈川県小田原市南鴨宮２丁目１番67号
債務者　吉川　文久
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０８号
佐賀市光１丁目３番19号
債務者　島崎　晃希
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５６号
千葉県野田市東宝珠花305番地　青木コーポＮｏ２、101
債務者　名生　　剛
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６９８号
千葉県流山市南流山７丁目５番地の５　ジュネス南流山Ａ－106
債務者　星川　希望
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５６号
千葉県柏市豊上町30番地４　メゾンブランシュＡ－201号
債務者　川崎　孝夫
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６２号
千葉県流山市南流山６丁目13番地の１　鈴喜マンション201
債務者　齋藤　靖典
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６３号
千葉県流山市南流山６丁目13番地の１　鈴喜マンション201
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７２９号
千葉県松戸市小根本27番地　山六ビル303号
債務者　中村マリテスこと　ナカムラ　マリテス　タネオ
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３６号
千葉県松戸市常盤平６丁目29番地の15　メゾンＳＫ504号
債務者　三上　雅子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７５９号
千葉県鎌ケ谷市北初富８番11―106号
債務者　中山　大佑
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部